

固定資産税・都市計画税 納税通知書 (土地・家屋)の送付先変更手続き

住所の移転などで住民票の変更手続きをしても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続きをしないと、23区内の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書の送付先は変更されません。

登記手続きが済んでいない場合は、「固定資産税・都市計画税 納税通知書送付先変更届」を土地・家屋が所在する区にある都税事務所に提出するか、「東京共同電子申請・届出サービスホームページ」から手続きしてください。
※この手続きによる納税通知書名義人の氏名、不動産登記簿上の所有者住所・氏名の変更は不可
☎千代田都税事務所固定資産税班 ☎03-3252-7149

職場の自衛消防訓練をしましょう

勤務中に火災や地震などの災害が発生した場合、どう対処すれば良いかご存知ですか。万が一の時に備えて自衛消防訓練を行い、自分の役割を把握して職場を災害から守りましょう。東京消防庁のHP「ネットで自衛消防訓練」では地震編が新たに追加され、さまざまな災害時の対処方法を確認することができます。

☎丸の内消防署 ☎03-3215-0119、
☎麹町消防署 ☎03-3264-0119、
☎神田消防署 ☎03-3257-0119

「ネットで自衛消防訓練」はこちら!



自転車安全利用 TOKYOキャンペーン

5月は自転車月間として、「自転車安全利用TOKYOキャンペーン」が行われます。自転車の交通安全に関する啓発活動や交通ルールの周知活動で、安全な利用方法を知ることができます。

自転車安全利用五則

- ・車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先
- ・交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ・夜間はライトを点灯
- ・飲酒運転は禁止
- ・ヘルメットを着用



時5月1日(水)～31日(金)

☎麹町警察署 ☎03-3234-0110、☎丸の内警察署 ☎03-3213-0110、
☎神田警察署 ☎03-3295-0110、☎万世橋警察署 ☎03-3257-0110

区民交通傷害保険の募集がはじまります

区内在住者なら誰でも少額の保険料で加入できます。

■区民交通傷害保険とは

自動車などによる交通事故でケガをした場合に、入院・通院の治療日数と治療期間に応じて、保険金が支払われます。

■自転車を利用する方へ

自転車運転中の加害事故によって、法律上の損害賠償責任が発生した場合にその損害賠償金が補償される「自転車賠償責任プラン」が付帯したコースもあります。

自転車を利用する方は、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」で自転車事故の損害賠償責任に備えた保険への加入が義務づけられています。自転車に乗る方は、自転車賠償責任プラン付帯のコース(XJ、AJ、BJ、CJ)への加入がおすすめです。

コースの種類・保険料・保険額

コース	補償内容	一時払(★)保険料	最高保険金額
XJ	区民交通傷害Xコース+被害事故補償+自転車賠償責任プラン	1,500円	35万円(交通傷害)+600万円(被害事故補償)+1億円(自転車賠償)
AJ	区民交通傷害Aコース+被害事故補償+自転車賠償責任プラン	2,200円	150万円(交通傷害)+600万円(被害事故補償)+1億円(自転車賠償)
BJ	区民交通傷害Bコース+被害事故補償+自転車賠償責任プラン	3,000円	350万円(交通傷害)+600万円(被害事故補償)+1億円(自転車賠償)
CJ	区民交通傷害Cコース+被害事故補償+自転車賠償責任プラン	4,300円	600万円(交通傷害)+600万円(被害事故補償)+1億円(自転車賠償)
A	区民交通傷害Aコース+被害事故補償	1,200円	150万円(交通傷害)+600万円(被害事故補償)
B	区民交通傷害Bコース+被害事故補償	2,000円	350万円(交通傷害)+600万円(被害事故補償)
C	区民交通傷害Cコース+被害事故補償	3,300円	600万円(交通傷害)+600万円(被害事故補償)

★保険料の払込方法の一つで、保険契約時に全保険契約期間の保険料を払い込むこと

▲特殊詐欺注意▲◆ATMで還付金は受け取れません!◆区役所職員がキャッシュカードを預かることはありません!

九段下駅第1・第2自転車駐車場の利用者募集

現在利用中の方も、6月30日(日)で期限となるため、新たに申し込みが必要です。

利用期間 7月1日(月)～令和7年6月30日(月)

対 通勤・通学・業務で利用する個人または法人

登録手数料

・自転車=区内在住者と

小・中・高校生3,000円、その他の方6,000円

・原動機付自転車(50cc以下)=区内在住者3,500円、その他の方7,000円

☎ 4月30日(火)～5月13日(月)(消印有効)に所定の申請書と必要書類を郵送で問合せ先へ※問合せ先や各出張所の窓口へ直接提出する場合は5月14日(火)まで

申請書の配布場所 問合せ先または各出張所※区のHPからダウンロード可

必要書類

・区内在住者=運転免許証など住所を証明するもののコピー

・小・中・高校生=学生証などのコピー

・原動機付自転車の利用希望者=標識交付証明書のコピー

※生活保護法による被保護者や身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・東京都愛の手帳をお持ちで優先登録を希望される方は問い合わせを

☎ 環境まちづくり総務課交通対策・監察係(区役所5階5B窓口)

☎03-5211-4345

☎ 自転車に乗るときは、ヘルメット着用を推奨。自転車損害賠償保険などへの加入が義務化。加入していない場合は早めに関入を

募集場所・募集予定台数

自転車駐車場名	場所	自転車	原動機付自転車*
九段下駅第1	九段北1-2～3先	50台	10台
九段下駅第2	神田神保町3-7先	80台	20台

*原動機付自転車は50cc以下の第1種でナンバープレートが白色のもの(特小原動機付自転車を含む)。三輪原動機付自転車は各駐車場2台程度



この案内は概要を説明したものです。詳しい保険の内容は、区内金融機関や郵便局で配布されているリーフレットをご覧ください。お問い合わせください。

加入資格 7月1日(月)現在の区内在住者

保険期間 令和6年7月1日(月)0時～令和7年6月30日(月)24時

☎ 5月1日(水)～6月28日(金)に区内金融機関・郵便局にある申込書に保険料を添えて区内金融機関・郵便局窓口へ

※申請書・リーフレットを設置していない支店などもあり

※期間外の加入は不可

引受保険会社 損害保険ジャパン(株)公務文教営業部東京公務課

☎03-3349-9666(平日9時～17時)

☎ 環境まちづくり総務課交通対策・監察係 ☎03-5211-4345

(承認番号:SJ23-15626令和6年2月22日作成)